

多度大社例祭神事斎行における申し合わせ事項について（抄）

多度大社上げ馬神事（以下神事とする）斎行にあたっては、下記に定める内容を遵守することとする。

(1) 動物愛護に関する法の遵守と馬への威嚇行為の根絶について

① 走路・力坂の整備について

- ・祭事関係者により、両日とも祭馬の乗り込みに先立ち多度大社御厨総代会による「総研」を行い、正しく整備されているか確認を必ず行う。
- ・「上げ坂周辺見取り図」
- ・「祭事関係者間の指示系統図」

② 祭馬の負傷への対応について

- ・馬場取締役は、手旗により異常を馬場内及び御厨総代が待機する祭典警視場に知らせる。
- ・馬場取締役は、現場周辺の安全を確保する。
(神事の中断が必要な場合は、花馬区長を中心に全区の御厨総代が祭典警視場で即刻協議する。花馬区長は放送係に神事の中断を放送することを指示し、雑踏警備は拝観者を安全な場所へ移動・移動を補助し、安全な移動を見届ける。)
- ・花馬区長は祭典警視場での協議結果につき、別の区長を指名して多度大社社務所及び三重県警の詰所である警備本部にも報告する（必要に応じて花馬区長は放送係に協議結果を放送することを指示する。)
- ・祭馬は動かさず、その場で安静を保持する
- ・当該区長又は当該地区進行役（馬の取扱い責任者）は、祭馬の負傷の具合・状況を緊密にやり取りし情報共有を行う。
- ・当該地区進行役は、馬場及び馬繋場に待機中の獣医師に連絡
- ・診療、処置のために馬を移動させる必要がある場合は、獣医師の指示に従い、祭馬を歩かせる又は馬運車を呼び、馬繋場内にある診療場所において処置を受けさせる
- ・当該区長は、発見日時、地区、馬の名前、馬主の名前、処置の内容について、当日夕刻までに、多度大社御厨総代会に報告する

(2) 神事主体の明確化と今後のあり方について

① 神事の主催者

神事の安全な斎行に向けて、多度大社ならびに御厨会で構成する多度大社御厨総代会をその実質的な責任者とする。

②申し合わせ事項の定義及び目的（策定の経緯・心構えについて）

(1) 「多度大社上げ馬神事」を取り巻く安全環境の整備及び管理について

(2) 神事主体の明確化と今後のあり方について

以上の2点を平成23年に策定された当該神事の斎行における細則、令和5年度三重県教育委員会からの勧告に照らし、動物愛護の観点から不適切とみなされる行為の根絶を目指すとともに、文化財を未来へつなぐためのガバナンスを明確にし、安全かつ安心な神事となるべくこの「多度大社例祭神事斎行に伴う申し合わせ事項」を定めることとする。

また自主警備員は、事故防止上必要とされる事項及び当日の参拝者からの照会事項について、多度大社御厨総代会と連携し事故の予見とその対策にあたることとする。

③誓約書の提出について

神事斎行にあたり、参加資格として本申し合わせ事項に同意したことを示すため、当該神事に奉仕するもの全員が「誓約書」を多度大社御厨総代会宛てに提出すると共に、多度大社御厨総代会は当該書類の管理をする。

④本年以降、当該神事斎行後に「多度大社上げ馬神事在り方検討会」を開催することとし、神事の斎行状況を報告・検証し、問題点があれば必要に応じ改善を図ることとする。

なお、この申し合わせ事項は、令和6年4月1日よりその効力をもつものとする。

事前対応について

① 広告媒体の活用

- ・ 県内報道関係先への告知
- ・ 情報誌、広報誌への情報提供

② 広報機関の活用

- ・ 多度大社公式HPでの告知

③ 関係機関への要請

- ・ 事故防止対策協議会での協議
- ・ 警察署及び消防署、医療機関への派遣要請

④ 自主警備実施計画に基づく実地踏査

- ・ 多度大社御厨総代会での実地踏査について、各区長を通じ自主警備員に通達する

事後対応について

- ① 電話・メール・ハガキ・面会等への対応
 - ・多度大社が主となって、真摯に対応する
 - ・多度大社御厨総代会及び各御厨間で情報を共有し、関係機関とも連携を密にする
- ② 事故発生後の情報提供・公開
 - ・発生後速やかに事象の検証を行い、多度大社公式HP等で情報を公開する
- ③ 関係機関への要請
 - ・事故防止対策協議会（反省会）での協議
 - ・「多度大社上げ馬神事在り方検討会」の開催
- ④ 自主警備実施計画の改定
 - ・多度大社御厨総代会・上げ馬神事事故防止対策協議会・多度大社上げ馬神事在り方検討会での協議を受け、必要に応じ実施計画を改定する